

令和4年8月5日

市内障害福祉サービス等事業者 各位

東久留米市福祉保健部障害福祉課

令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等
事業者支援金について（通知）

日頃より、東久留米市の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
東久留米市では、新型コロナウイルス感染症禍（以下「コロナ禍」という。）におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等への対応のため、東久留米市内の障害福祉サービス等を提供する事業者の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図るため、下記のとおり支援事業を実施することといたしました。

交付対象者に該当する場合はご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 交付対象者 コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により、現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も継続の意思がある事業者であって、令和4年8月1日時点において、東久留米市内で障害福祉サービス事業所・施設等を運営し、令和4年4月～7月に市民に対してサービス提供した実績のある者
2. 支援金の額 1事業当たり10万円、1事業者（運営法人）当たり上限額30万円
3. 申請方法 申請書兼口座振込依頼書を市へ提出（郵送、メール可）
申請様式等は東久留米市のホームページに掲載しています。
<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015075/1015076/1015077.html>
4. 申請期間 令和4年8月15日（月）～令和5年1月31日（火）（必着）まで
5. 備考 東久留米市が同時期に行うコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の対策のための補助事業の内、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応事業継続支援と重複して申請する

ことはできません。

また、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援事業と令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援事業を併せて申請する場合の上限額は、合計で30万円となります。

各事業における交付対象者や金額等をご確認の上、ご申請ください。

※同時期に行う事業

- ・令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応事業継続支援事業
(産業政策課)

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015075/1020496.html>

- ・令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援事業 (介護福祉課)

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1007924/1013136/1020601.html>

提出先及びお問い合わせ先

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市福祉保健部障害福祉課管理係

電話：042-470-7747

FAX：042-475-8181

メール：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp